

○経済産業省令第五十一号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第五項の規定に基づき、貿易関係貿易外取引等に  
関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

経済産業大臣 枝野 幸男

貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第九号中「当該技術を提供する取引」の下に「（特定の者に提供することを目的として公知  
とする取引を除く。）」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。